

## 介護支援専門員の資格管理の徹底について

例年、注意喚起を行っているところですが、介護支援専門員として業務を行っているにもかかわらず、介護支援専門員証の有効期間切れのため、介護支援専門員資格を失効してしまうことに関する相談があります。「介護支援専門員は有効な介護支援専門員証を持つ者」と定められていることから、証の有効期間が満了した場合は、資格を保有していないことになります。証の有効期間が切れ、資格を保有しない状態で業務に携わることは、介護支援専門員登録の消除処分となる可能性もあります。また、証を失効した者が行ったケアマネジメントに係る介護給付については、基準を満たさないものとして減算または全額返還の対象となります。

現状では、介護支援専門員の資格は、法令で5年間と有効期間が定められています。有効期間を更新するためには、国が定める研修の受講と、介護支援専門員証の更新手続きが必要です。

つきましては、貴法人等において事業実施に必要な人員として介護支援専門員を配置している場合は、事業実施者の責任として、職員の資格の有効期間の定期的な把握と管理の徹底をお願いいたします。

再研修受講者については、研修修了後、証の交付手続きを行わないと、介護支援専門員の業務を行うことはできません。

また、証の有効期間を更新するための研修として、主任介護支援専門員更新研修でも証の更新が可能ですが、主任介護支援専門員研修では証の更新はできませんのでご注意ください。

※証の有効期間満了のお知らせや研修開催案内の個人への通知は行っておりません。年に1回以上は証の有効期限を確認し、ご自身に必要な研修情報等を研修実施機関のホームページ等でこまめに確認してください。

※更新研修（課程Ⅰ・課程Ⅱ）は例年複数コースが設けられていますが、例年申込締切が各コース統一で年度当初（4月ごろ）となっています。受講コースの時期に関わらず、研修要綱をよくご確認ください、申込締切についてもご注意ください。

※研修の受講だけでなく、証の更新手続きについても有効期間内に完了する必要があります（有効期間満了の2か月前までを目安に更新申請書類を提出してください）。更新申請後の有効期間を、新しい証の交付申請から5年間となると思われる方が見受けられますが、再研修以外は更新後の証の有効期間は、前の証の有効期限から5年間延長となります。申請が遅いほど有効期間満了日が遅くなるわけではありませんので、計画的に研修を受講し、修了後は速やかに手続きをお願いします。研修受講後の更新申請の催促はいたしませんので、研修修了後は忘れずに更新申請をしてください。

《指定研修実施機関》

介護支援専門員実務研修・更新研修（課程Ⅰ、課程Ⅱ）・再研修・未経験者更新研修

⇒福井県社会福祉協議会

主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修

⇒福井県介護支援専門員協会

福井県健康福祉部長寿福祉課

地域包括ケアグループ

TEL:0776-20-0330

# 介護支援専門員研修受講フローチャート

以下のフローチャートをご参照いただき、ご自分に必要な研修を確認してください。

